

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成41年12月31日まで)

秋 本 運 第 2 1 4 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

悪質・危険運転者に対する行政処分の特例手続について（例規）

みだしのことについては、これまで「悪質・危険運転者に対する行政処分の特例手続について（例規）」（平成21年5月29日付け秋本運第314号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の規定の見直しを行い、4月1日から下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、3月31日をもって廃止する。

記

1 趣旨

酒酔い運転のほか、酒気帯び運転、速度超過（50キロメートル毎時以上）等悪質・危険な道路交通法違反は、1回の違反行為により運転免許の取消し又は90日以上効力の停止の処分が行われるものであり、これらの違反により逮捕された運転者（以下「悪質・危険運転者」という。）が、行政処分を執行されるまでの間、自動車等の運転を継続することは、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある。

このため、悪質・危険運転者を一定期間、道路交通の場から早期に排除することにより、道路交通の安全を確保することを目的として、本特例手続による行政処分を行うものである。

2 特例手続を適用する違反行為

本特例手続は、警察官の現認、非現認を問わず、悪質・危険運転者に係る次の違反行為について適用する。ただし、人身事故（そのおそれのある事故を含む。）を伴う違反行為を除くものとする。

- (1) 酒酔い運転
- (2) 酒気帯び運転（その他の違反行為を伴う酒気帯び運転を含む。）
- (3) 無免許運転（免許外及び停止処分中の運転に限り、余罪が見込まれる場合を除く。）
- (4) 大型自動車等無資格運転（余罪が見込まれる場合を除く。）
- (5) 速度超過（50キロメートル毎時以上）
- (6) 共同危険行為等禁止違反
- (7) 麻薬等運転

3 事務処理手続

- (1) 特例手続を適用する事案の通知

交通指導課長は、別に定める交通事故事件捜査要綱の規定に基づき、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）から悪質・危険運転者に係る報告を受理した場合は、当該報告に係る報告書の謄本を運転免許センター長に送付することにより通知するものとする。

(2) 違反登録

運転免許センター長は、(1)による通知に基づき、「運転免許の行政処分に関する事務処理要領の一部改正について（例規）」（平成31年3月19日付け秋本運第213号。以下「行政処分事務処理要領」という。）に規定する警察署長等の措置に係る行政処分書を作成し違反登録を行うものとする。

(3) 関係書類の送付

警察署長等は、本特例手続の趣旨を十分認識して迅速な捜査を行い、行政処分事務処理要領に規定する事実の証明に必要な関係書類を速やかに運転免許センター長に送付するものとする。